

令和6年第1回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

令和6年3月13日(水)

東洋町議会

余 白

令和6年第1回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開 会 令和6年3月13日(水) 午前9時00分宣告

出席議員(8名)	議長 福島 登 君	副議長 西岡 尚宏 君
	1番 大坪 千倫 君	2番 廣田 斎史 君
	3番 安岡 良仁 君	5番 武山 裕一 君
	6番 今宮 裕明 君	7番 田島 毅三夫 君
欠席議員(1名)	4番 高島 俊彦 君	

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	長崎 正仁 君
副町長	伊吹 真貴博 君
教育長	蛭子 浩久 君
会計管理者	近藤 真人 君
総務課長	築地 仲音 君
税務課長	北川 晃彦 君
産業建設課長	大坪 靖幸 君
教育次長	田岡 いずみ 君
住民課長	生松 克祐 君
住民課長兼地域包括 支援センター事務局長	手島 憲作 君
総務課長補佐	足達 善亮 君
税務課長補佐	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	生田 憲一 君
住民課長補佐	田岡 伊織 君
住民課長補佐	奥村 忍 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	小池 昭平
事務局書記	手島 秀美

議事日程 別紙のとおり

議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 5番 武山 裕一 君 6番 今宮 裕明 君

令和6年第1回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

令和6年3月13日(水) 午前9時開議

- | | | |
|--------|-------|--|
| [日程第1] | 議案第1号 | 東洋町監査委員条例の一部を改正することについて |
| [日程第2] | 議案第2号 | 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止することについて |
| [日程第3] | 議案第3号 | 職員の育児休業に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第4] | 議案第4号 | 東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第5] | 議案第5号 | 押印を求める手続きの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて |
| [日程第6] | 議案第6号 | 東洋町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第7] | 議案第7号 | 東洋町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第8] | 議案第8号 | 東洋町斎場設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第9] | 議案第9号 | 東洋町介護保険条例の一部を改正することについて |

- [日程第10] 議案第10号 東洋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて
- [日程第11] 議案第11号 東洋町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- [日程第12] 議案第12号 東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- [日程第13] 議案第13号 東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- [日程第14] 議案第14号 東洋町特別会計条例の一部を改正することについて
- [日程第15] 議案第15号 東洋町下水道事業の設置等に関する条例を定めることについて
- [日程第16] 議案第16号 東洋町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を定めることについて
- [日程第17] 議案第17号 東洋町公共下水道条例の一部を改正することについて

[日程第18]	議案第18号	東洋町簡易水道事業の設置等に関する条例を定めることについて
[日程第19]	議案第19号	東洋町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例を定めることについて
[日程第20]	議案第20号	東洋町簡易水道条例の一部を改正することについて
[日程第21]	承認第1号	専決処分事項「令和5年度東洋町一般会計補正予算(専決第2号)」の承認を求めることについて
[日程第22]	議案第21号	令和5年度東洋町一般会計補正予算(第4号)を定めることについて
[日程第23]	議案第22号	令和5年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
[日程第24]	議案第23号	令和5年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
[日程第25]	議案第24号	令和6年度東洋町一般会計予算を定めることについて
[日程第26]	議案第25号	令和6年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて
[日程第27]	議案第26号	令和6年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて
[日程第28]	議案第27号	令和6年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて
[日程第29]	議案第28号	令和6年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて

[日程第30]	議案第29号	令和6年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて
[日程第31]	議案第30号	令和6年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて
[日程第32]	議案第31号	令和6年度東洋町下水道事業会計予算を定めることについて
[日程第33]	議案第32号	令和6年度東洋町簡易水道事業会計予算を定めることについて
[日程第34]	議案第33号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第35]	議案第34号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第36]	議案第35号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第37]	議案第36号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第38]	議案第37号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第39]	議案第38号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第40]	議案第39号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第41]	議案第40号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第42]	議案第41号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第43]	議案第42号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第44]	議案第43号	損害賠償の額を定めることについて(追認)

- [日程第45] 議案第44号 損害賠償の額を定めることについて(追認)
- [日程第46] 議案第45号 損害賠償の額を定めることについて(追認)
- [日程第47] 議案第46号 損害賠償の額を定めることについて(追認)
- [日程第48] 議案第47号 損害賠償の額を定めることについて(追認)
- [日程第49] 議案第48号 損害賠償の額を定めることについて(追認)
- [日程第50] 議案第49号 損害賠償の額を定めることについて(追認)
- [日程第51] 議案第50号 損害賠償の額を定めることについて(追認)
- [日程第52] 議案第51号 損害賠償の額を定めることについて(追認)
- [日程第53] 議員派遣について
- [日程第54] 閉会中の継続審査・調査の申し出
(1)総務教育民生常任委員会
(2)産業建設常任委員会
(3)議会運営委員会
- [日程第55] 一般質問

議事のでんまつ

議長

(福島 登 議長)

みなさん、おはようございます。

ただいまの出席議員は、8 名であります。

よって、定足数に達しております。

これより、令和 6 年第 1 回東洋町議会定例会を開きます。

(再開時間：9 時 0 0 分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、
条例 2 0 件、専決処分事項補正予算 1 件、補正予算 3 件、当初
予算 9 件、その他 1 9 件、議員派遣 1 件、閉会中の継続審査、
調査の申出 1 件の計 5 4 件、それと一般質問であります。

日程に入るに先立ちまして諸般の報告を行います。

高島俊彦君から看護のため本日、欠席届が提出されております。

次に、3 月 8 日に予算審査特別委員会を開催し、その報告書
が届いております。以上をもって諸般の報告を終わります。

日程に入ります。

日程第 1、議案第 1 号、東洋町監査委員条例の一部を改正す
ることについての件を議題とします。

質疑、討論については、本会議で提出されたすべての議案に
対し、1 人 3 0 分以内、答弁時間も 3 0 分以内とし、一問一答

方式で行います。

また、議会会議規則第54条の規定により発言は、すべて簡明にするものとし議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず質疑に当たっては、自己の意見を述べることができないことになっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により注意し従わない場合は、発言を禁止します。

それでも、なお、議長の指示に従わない場合は、地方自治法第129条第1項の規定に基づき、本日の会議が終わるまで発言を禁止、または、議場外への退去を命じます。

なお、議会会議規則第64条の2の規定により執行部は、議員の質疑に対し反問できますので反問する場合は、反問しますと発言の上挙手願います。反問も制限時間に含まれます。

これらのほか、法令や規則、条例に抵触することがないように発言には、十分に、気をつけてください。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論について、まず、本会議で提出されたすべての議案に対し、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることであります。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第１号、東洋町監査委員条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２、議案第２号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしとの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

次に、賛成者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第２号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３、議案第３号、職員の育児休業に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしとの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

次に、賛成者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第３号、職員の育児休業に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第４号、東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしとの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

次に、賛成者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第４号、東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第５号、押印を求める手続きの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしとの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

次に、賛成者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第5号、押印を求める手続きの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、東洋町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしとの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 6 号、東洋町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 7 号、東洋町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

3 番議員 議長	これで討論を終わります。 これより、議案第 7 号、東洋町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 8、議案第 8 号、東洋町斎場設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。 これより、質疑を行います。 質疑の通告が 1 件ありましたので、これを認めます。 3 番、安岡良仁君。質疑を始めてください。 (安岡 良仁 議員) はい、おはようございます。 それでは議案第 8 号、東洋町斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、2 点質問をさせていただきます。 まず 1 点目でございますが、今回の条例改正で斎場の使用料の減免にすることができる事由については、規則で別に定める。とのことでありますが、規則で定める斎場の使用料を減免することができる事由とは何か、条例とはまた別の事由になったのか。どうなのか、お聞きをいたします。 (福島 登 議長)
------------------------	--

住民課長補佐	田岡住民課長補佐。 （田岡 伊織 住民課長補佐） おはようございます。 安岡議員の質疑にお答えをいたします。規則で定める使用料減免事由は2点ございます。1点目は、現行条例にも規定がございますが、行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定に基づき使用料が町費をもって繰り替えられるときこの条文をそのまま適用いたします。 2点目ですが、災害その他の特別な事情により必要と認められるとき、この2点でございます。以上でございます。
議長	（福島 登 議長） 3番、安岡良仁君。
3番議員	（安岡 良仁 議員） はい、規則で定める事由は分かりました。 えーとですね、この減免の事由で、今までの減免の事由で、斎場の使用料の減免申請の件数は、直近では構いませんので。
議長	（福島 登 議長） 安岡さん、再問ですか。
3番議員	（安岡 良仁 議員） はい。
議長	（福島 登 議長）

	冒頭で再問と言うてから始めてください。よろしいですか。 はい。いけますか。田岡住民課長補佐。
住民課長補佐	(田岡 伊織 住民課長補佐) 安岡議員の再問にお答えをいたします。令和5年度、現時点で57件中、減免があったのは4件でございます。いずれも、死亡者が生活保護受給者であった場合でございます。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) はい、減免件数4件ということで、よく分かりました。 それでは2点目の質問をさせていただきます。 条例で使用料の減免事由を、今回、規則で定めることとなった経緯、また理由についてお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 田岡住民課長補佐。
住民課長補佐	(田岡 伊織 住民課長補佐) 安岡議員の質疑にお答えをいたします。 特段に規則で定めなければならないという理由はございませんが、今回の改正案では、近隣市町村の例に倣いまして、まず、条例で特別の事由があると認められる場合には大枠で規定をいたしまして、次に規則で詳細を定める、そういう手法を用

議長	いましてご提案をさせていただいております。以上でございます。 (福島 登 議長) 安岡良仁君。ええんですか。 (安岡議員自席より、もういいです。との声あり) はい、3番、安岡良仁君の質疑が終わりました。 他に質疑はありませんか。 (なしとの声あり) 質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 (なしとの声あり) 次に、賛成者の討論はありませんか。 (なしとの声あり) 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第8号、東洋町斎場設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
----	---

日程第 9、議案第 9 号、東洋町介護保険条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 9 号、東洋町介護保険条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 10 号、東洋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

1 番議員	質疑の通告が 1 件ありましたので、これを認めます。 1 番、大坪千倫君。質疑を始めてください。 (大坪 千倫 議員) おはようございます。 議案第 10 号、東洋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについてお聞きします。議会 1 日目の説明で分かりづらい部分があったので、もう少し分かりやすい説明を求めます。
議長	(福島 登 議長) 手島 住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域 包括支援センター 事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) おはようございます。 大坪議員の質疑にお答えします。議員ご指摘のとおり、先日ご説明いただきました議案第 10 号から第 13 号において、わかりづらい部分がありましたことについて、お詫び申し上げます。今回の改正においては、改正量が多いことに加え、条項のずれ、文言の修正も多く、また、重複する改正内容も多くありますので、主要な改正内容をできるだけ簡潔にご説明いたします。 議案第 10 号、東洋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについてご説明いたします。 まず初めに、要介護者の介護を実施する場合、事前にどのような介護をすればよいかの計画作成をしなければなりません

	が、その介護支援専門員これはケアマネジャーといいますが、1名当たりの計画作成の取扱人数を35から44に増加したこと。 続きまして、介護支援事業者これは介護サービスする事業者です。介護支援の提供開始に際し利用者又はその家族に各サービスの利用割合を説明し理解を得ることについて努力義務化されたことです。 次に、介護者の身体的拘束を行ってはならないこと、また、やむを得ず身体的拘束を行う場合にその状況等の記録をしなければならないこと。 それと、ケアマネジャーの介護利用者の実施状況に係る面接につきましては、テレビ電話装置等を活用することができること。 最後に、介護支援事業所の運営規定の概要等の重要事項を書面掲示の他にインターネットのウェブサイトに掲載することを義務化する内容となっております。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 再問。1番、大坪千倫君。
1番議員	(大坪 千倫 議員) はい、再問します。 今回の条例改正の主たる内容は、介護支援専門員の1人当たりの担当定数の基準が35から44人に引上げられたことにあると理解しておりますが、それを踏まえて、さらに詳細な情報を知りたいので、2点ほど質問させていただきます。

	一つ目、そもそも、今回１人当たりの担当定数の基準が３５から４４に上げられることになった理由は何でしょうか。 二つ目、３５から４４人に担当定数が上げられるということは、業務負担の増加につながるのではないかと思います。ＩＣＴの活用または事務職員の配置等を行って業務の効率化を図った上での今回の改正なのか、今の状況をお聞きます。
議長	（福島 登 議長） 生松住民課長。
住民課長	（生松 克祐 住民課長） 大坪議員の質疑にお答えをいたします。 ちょっと詳細については詳しく調べておりませんが、現状ではですね、介護に携わる職員が不足しております。ですんでケアマネジャーという方も不足をしております。その関係上介護サービスの提供が、少ないっていうのも、あるかと思います。ですんでケアマネジャー、介護サービスの計画を作成する方なんですけども、その方の取扱い量を若干増やしたんだろうと、ちょっと推測なんですけどもそういう形になっております。以上でございます。
議長	（福島 登 議長） １番、大坪千倫君の質疑が終わりました。他に質疑はありませんか。 （なしとの声あり） 質疑なしと認めます。

1 番議員	これで、質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第 1 0 号、東洋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 1、議案第 1 1 号、東洋町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題とします。 これより、質疑を行います。 質疑の通告が 1 件ありましたので、これを認めます。 1 番、大坪千倫君。質疑を始めてください。 （大坪 千倫 議員） はい、議案第 1 1 号、東洋町指定介護予防支援事業者の指定
--------------	--

議長	に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、お聞きします。 こちらで議会1日目の説明で分かりづらい部分がありましたので、もう少し分かりやすい説明を求めます。 (福島 登 議長) 手島 住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 大坪議員の質疑にお答えいたします。 議案第11号、東洋町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて主要な改正内容をできるだけ簡潔にご説明致します。 今回の改正では、指定介護予防事業者の管理者は、主任ケアマネでなければならない、その確保が困難等である場合には、主任でないケアマネが管理することができる内容となっております。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 1番、大坪千倫君の質疑が終わりました。 他に質疑はありませんか。 (なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 11 号、東洋町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 12 号、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が 1 件ありましたので、これを認めます。

1 番、大坪千倫君。質疑を始めてください。

1 番議員	(大坪 千倫 議員) 議案第 1 2 号東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、お聞きします。 議会 1 日目の説明で分かりづらい部分があったのでもう少し分かりやすい説明を求めます。
議長	(福島 登 議長) 手島 住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 大坪議員の質疑にお答えします。 議案第 1 2 号、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正することについてご説明いたします。 今回の改正では、指定認知症対応型共同生活介護事業者と協力医療機関との介護者の医療に係る連携体制を構築し、医師看護職員の相談対応、診療体制の常時確保、新感染症の発生の対応など義務化するものでございます。また、利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務化する内容でございます。 そのほかの改正もございますが、主なものは以上でございます。以上でございます。 (議員自席より、よけ分からんかった。との声あり)

議長	(福島 登 議長) 理解できましたよ。理解できました。はい。 1 番、大坪千倫君。 大坪君、再問ですか。 (大坪議員自席より、はい、再問です。) 再問も一問一答でやってください。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) はい、分かりました。再問します。もう少し内容を知りたいので、地域密着型サービス、このサービス内容例えばどのようなものがあるか、幾つか、教えていただきたいです。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼、すいません。わかりました。生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 大坪議員の質疑にお答えをいたします。 地域密着型サービスというのはですね、要は介護サービス全般のことを指しますが、地域に根差したサービスということになります。 例えば、地域に住民の方が住んでおられますが、その習慣とか、いろいろなものを受けて育ってきたわけなんですけども、それらに係る内容の介護サービスの提供というものがございます。

ご自宅に行ってサービスする。そして、施設に通ってサービスする。

というのがあるものもありますし、東洋町にもあるんですけども、その施設で生活をしてサービスを受ける。

そのサービス内容っていうのは、例えば、散歩に行ったり、地域のイベントに参加したり、ていう、地域に関係あるようなことの参加を促したりして介護予防をするためにそのサービスをする、というようなことが地域密着型、主ですけど、いろいろあるんですが、そういうのが主になります。そういったそのサービスをするのが地域密着型サービスという言い方をしております。以上でございます。

1 番、大坪千倫君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第12号、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を

住民課長兼地域 包括支援センター 事務局長	手島 住民課長兼地域包括支援センター事務局長。 （手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長） 大坪議員の質疑にお答えします。 議案第１３号、東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正することについてご説明いたします。 この条例改正全般につきましては、議案第１２号で説明しました改正内容と同様になりますので、説明につきましては省略させていただきます。以上でございます。
議長	（福島 登 議長） １番、大坪千倫君の質疑が終わりました。 他に質疑はありませんか。 （なしとの声あり） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。

3 番議員	これより、議案第 1 3 号、東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 4、議案第 1 4 号、東洋町特別会計条例の一部を改正することについての件を議題とします。 これより、質疑を行います。 質疑の通告が 1 件ありましたので、これを認めます。 3 番、安岡良仁倫君。質疑を始めてください。 (安岡 良仁 議員) はい、議案第 1 4 号、東洋町特別会計条例の一部を改正することについて、お聞きをいたします。 今回、東洋町特別会計条例の改正で、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計が地方公営企業会計への移行に伴い、削除される改正がなされております。この特別会計条例の中で、既に事業が終了している会計が 2 つございます。老人保健事業特別会計、地域振興券交付事業特別会計がありますが、今回併せて削除しなかった理由についてお聞きをいたします。
--------------	--

議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。 安岡議員ご指摘のとおり、老人保健事業特別会計、地域振興券交付事業特別会計はすでに事業が終了しております。今回の改正時に併せて削除すべきところでしたが、確認不足によりできておりませんでした。次回6月議会定例会において、改めまして2つの事業について削除を行う条例改正案を上程させていただきたいと考えております。以上でございます。 (議員自席より、すいませんがとの声あり)
議長	(福島 登 議長) いいえ、よろしいです。許可の無い発言はしないでください。 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) はい、併せて削除しなかった、
議長	(福島 登 議長) 再問ですか。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 再問です。再問です。

議長	(福島 登 議長) 再問と言ってから始めてくださいね。一問一答をお願いします。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 併わせて削除しなかった理由は分かりました、また 6 月の定例会のときに、提案さしていただきたいと思います。 特別会計条例の改正なんですけれども、今回の改正で 2 つの特別会計が削除され、簡易水道、下水道とも地方公営企業法が適用され、独立採算の原則による特定の事業を経理する公営企業会計となります。この公営企業会計と特別会計の会計処理の違いについてお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 安岡さん、一部改正、大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の質疑にお答えいたします。 特別会計のほうは現金主義ということで現金の歳入歳出、伝票上そういった処理が必要になってきます。それと今回の企業会計のほうは、現金の複式簿記になるんですけれども、当然現金が発生する事務処理もありますが、それ以外の貸借対照表損益計算書そういった現金が動かない財務諸表の作成も必要になってくるようになります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第14号、東洋町特別会計条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号、東洋町下水道事業の設置等に関する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 15 号、東洋町下水道事業の設置等に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 16 号、東洋町下水道事業の余剰金の処分等に関する条例を、剰余金、失礼しました。元に戻ります。

東洋町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第１６号、東洋町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１７、議案第１７号、東洋町公共下水道条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしとの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

次に、賛成者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第１７号、東洋町公共下水道条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求め

ます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 18 号、東洋町簡易水道事業の設置等に関する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしとの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

次に、賛成者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 18 号、東洋町簡易水道事業の設置等に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 19 号、東洋町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第19号、東洋町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、もう一度すみません。挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第20号、東洋町簡易水道条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

3 番議員	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第 2 0 号、東洋町簡易水道条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 2 1、承認第 1 号、専決処分事項令和 5 年度東洋町一般会計補正予算専決第 2 号の承認を求めることについての件を議題とします。 質疑の通告が 3 件ありましたので、これを認めます。 3 番、安岡良仁君。質疑を始めてください。 （安岡 良仁 議員） はい。承認第 1 号、東洋町一般会計補正予算専決第 2 号の承認を求めることについて 4 点質問をさせていただきます。 予算書の P 1 3 ページの 7 款商工費、1 項商工費、1 目商工業振興費の 1 8 節でございます。食品加工業継続支援事業補助金についてお伺いをいたします。
--------------	--

	今回、県が地域の伝統的な食文化や特産品の製造販売を守るため、食品加工業継続支援事業補助金制度を今回、創設をしております。 まず１点目をお伺いいたします。 全国的な食中毒の事案や事案への対策として、食品衛生法の改正により新たに営業許可業種となった事業者が、事業を継続するためには、令和６年５月３１日までに、営業許可を取得する必要となりました。今回新たに営業許可が必要となった６業種の内容についてお伺いをいたします。
議長	（福島 登 議長） 大坪産業建設課長。
産業建設課長	（大坪 靖幸 産業建設課長） 安岡議員の質疑にお答えします。 法改正によりまして新たに営業許可が必要となった業種は、漬物製造業、水産製品製造業、複合型冷凍食品製造業、複合型そうざい製造業、液卵製造業、食品小分け業の６業種でございます。
議長	（福島 登 議長） ３番、安岡良仁君。
３番議員	（安岡 良仁 議員） はい今６業種、
議長	（福島 登 議長）

	安岡さん、ごめんなさい、進行上再問やったら再問と、次いくんなら次と、明確にやってからやってください。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 次行くときは、次行きますと言います。言わん時は再問です。
議長	(福島 登 議長) はい。はい。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 今、業種の内容についてご説明がありました。今回の食品衛生法の改正により、本町では、どの業種が、対象になるのか、6 業種のうち何業種が対象なのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 安岡さん（2）にいったんですよね。質問が。 (安岡議員自席より、いや、いや、1、1。との声あり) 1 の再問したんですか。 (安岡議員自席より、そう、そうとの声あり) 再問ですね (安岡議員自席より、はいとの声あり) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の質疑にお答えいたします。 本町では漬物製造業、それと水産製品製造業この 2 業種が該当すると。考えております。以上です。

議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい、2 つ目の質疑に入ります。 食品加工業継続支援事業の補助要件についてお伺いをいたします。 具体的に、調理場の整備とか機器導入費など、こういったものが補助対象になるのか。また、どのような条件の事業者が今回の補助の対象外になるのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の質疑にお答えします。 補助対象となります経費は、営業許可取得の基準を満たす為に必要な建物の建築であったり、改修費、それと機器等の購入費が対象になっていきます。また、補助対象となる事業者は法施行、これは令和 3 年 6 月 1 日以前から漬物の製造、水産製品の製造業を営んでいた事業者で、これに該当しない事業者は対象外となります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) そしたら再問をさせていただきます。 この補助金を受けるためには、令和 3 年の 5 月の 3 1 日以前から営業していることが条件であるとお聞きをしました。 そしたら、その令和 3 年 6 月 1 日以降、新たに営業開始する事業者は、対象外ということになるということですが、この令和 3 年 5 月 3 1 日以前から営業している事業者である、という証明とか、こういった手続をとると 5 月 3 1 日までに営業してたということになるのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の質疑にお答えいたします。 令和 3 年 6 月 1 日以前から事業をされていた方につきましては、許可証とかそういったものをもっておりませんので、今回補助金の申請をしていただく段階で様式中にですね、補助事業者の営業開始時期が、令和 3 年 5 月 3 1 日以前でありましたら交付申請ができると、というような内容の様式を構えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 答弁確認の方法やけど確認の方法じゃなかったね答弁が、そう思ったんだけど、確認方法。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長)

	営業許可とか取っていませんので、自己申告というような形になります。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問させていただきます。
議長	(福島 登 議長) 3 問目です。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい、そしたら、この5月の31日、6月1日以降の補助対象、対象外になるというのは、事業者が本人が自主申告によって、対象になるかならんかという判断になるんでしょうか。これ再確認です、はい。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の質疑にお答えいたします。 急場そういうふうな流れになりますけども、令和3年6月1日以降に新たにこういった製造として営業許可をとる場合は保健所のほうで許可が必要になってくると思いますので、令和3年6月1日以前の方については自己申告で先ほど申し上げ

議長	ましたように、自己申告で対応させていただきたいと思っております。 (福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい。分かりました。それでは、3 つ目の質問に移ります。 高知県食品加工業継続支援事業補助金の概要は、県の補助先は市町村、補助率は、市町村が負担した2 分の1 になっております。本町は県の補助を併せて、事業者に補助をすることとなりますが、その内訳として、個別施設、共同施設に対しての補助上限限度額は幾らか。 また、下限限度額は幾らか。お聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の質疑にお答えします。 補助限度額につきましては、個別施設、共同施設とも1 0 0 万円、また、下限額は5 万円としております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい、補助の上限度額は 1 0 0 万円、補助下限額は 5 万円とお聞きをしました。そしたらこの補助率はいくらに、
議長	(福島 登 議長) 再問ですか。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい、再問です。 補助率は幾らでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の質疑にお答えします。 事業者への補助率は 3 分の 2 ということになります。 それと、県から町への補助につきましては町が、負担した額、補助した額の 2 分の 1 が県のほうから交付されるという仕組みになります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい、ちょっと再問させていただきます。確認ですがけれども、補助率が 3 分の 2 とお聞きをしました。町が負担した額の 2 分

	の1を県が補助する。ということでありますが、今回、町が事業費の3分の2を補助することとすれば、県は、事業費の3分の1を補助するということによろしいでしょうか。確認です。
議長	(福島 登 議長) それで全体になるわけ。大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の質疑にお答えします。 先ほどの答弁で一つ抜かりがありました共同施設につきましては10分の10、それと個別指定については3分の2ということになっております。すいません答弁漏れがありました。それと事業者への補助率ですけれども先ほど3分の1ということを経営されましたけれども、補助限度額が100万円とありますので事業費が高額になっていきますとその補助率も若干変わっていくということになりますので一概に3分の1補助というわけにはいかないのかなと思っております。
議長	(福島 登 議長) 上限があるからね。うん。 (議員自席より、議長、議長との声あり) 今、質問中です (議員自席より、資料出して貰いたいとの声あり) 質問、もう発言はよしてください。 3番、安岡良仁君。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) そしたら 4 点目の質疑に移ります。 行政報告の中で町内の 3 5 事業所への支援として、予算を専決処分していると報告がございました。この補助対象としている 3 5 事業所は、全て令和 3 年 5 月以前から、県への届出を出している事業者なのか、また届出をしなくてもいい事業者なのか。この 3 0 事業所をどのような方法で把握をしたのかをお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) ちょっと質問とちょっと違うてきちょうね。安岡さん。質問と。 (安岡議員自席より、質問の意図はと一緒との声あり) 答弁いただけますか。大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の質疑にお答えします。 今回の 3 0 事業所につきましては、安芸福祉保健所からの情報提供と海の駅東洋町への聞き取り、及び出品履歴を活用して把握した事業所の数となっております。高知県への事業の届出をしている事業所ではないということです。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員)

	再問させていただきます。 予算の説明の中で2月の14日に、この補正予算を専決をしております。この2月の14日に東洋町食品加工業継続事業費補助金交付要綱が定められまして、だと思います。令和6年2月のチラシを見ると、補助限度額が50万円になっております。 今回の説明では、補助限度額が100万になっているとお聞きをしました。この金額が増えた理由をお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の質疑にお答えいたします。 当初要綱の制定時、またほかの市町村も補償額補助率等をまだ余り情報を行ってきておりませんでした。その中で50万円が妥当でいいのではないかとということで、1番最初は50万円で限度額50万円で、要綱制定しましたけども、市町村の情報がいろいろ入ってくる中で、100万円に上げた次第でございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) そしたらこのチラシから金額が変わったということでしょうか。併せて今回2月の14日に専決処分がされております。

議長	ということは、２月の１４日から事業が開始をされております。 この専決処分した２月の１４日から今日の３月１３日までに補助申請をした方は何件おられるのか、お伺いをいたします （福島 登 議長） 最後の再問ですね、最後の。 （安岡議員自席より、はい。との声あり） 大坪産業建設課長。
産業建設課長	（大坪 靖幸 産業建設課長） 安岡議員の質疑にお答えいたします。 今、東洋町のほうに申請を出されている方が１件、となっております。以上でございます。 それとチラシなんですけども、今、対象となる３５事業所の方には５０万円で補助限度額５０万円で、チラシをお配りさせてもらっていますけども、改めまして限度額が１００万になったチラシを再度周知の方をさせていただきたいと思っております。以上でございます。
議長	（福島 登 議長） ３回やりました。はい。やりました。 ３番、安岡良仁君の質疑が終わりました。 ここで休憩をします。再開は１０時２５分です。 （休憩時間：１０時１２分） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

	(再開時間：１０時２５分) ２番、大坪千倫君。質疑を始めてください。
１番議員	(大坪 千倫 議員) まず、先ほどの安岡議員の質問とかぶるところがありますので、(１)は、今回削除したいと思います。
議長	(福島 登 議長) (１) 削除。
１番議員	(大坪 千倫 議員) それでは、先ほどの安岡議員と同じく、か所としては食品加工継続支援事業補助金１７５０万円について１点質問いたします。少しかぶるところもありますが、再度聞きます。(２)のところですか。３５名が対象と説明を受けておりますが、どのようにその人数を把握したのか、お聞きします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 大坪議員の質疑にお答えします。 対象者の把握方法としましては、所管となります安芸福祉保健所からの情報提供それと海の駅東洋町への聞き取り及び出品履歴を活用しまして把握をしております。 以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 2 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 再問します。 この 3 5 名の制度について再問、2 回に分けて質問したいと思います。 まず、保健所と海の駅の聞き取り調査によって 3 5 名出したと聞きますが、心配なのが海の駅以外にも出している事業者もいると思いますが、その人たちもきちんと網羅できているのか、確認したいと思います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 大坪議員の質疑にお答えします。 3 5 事業所以外の事業所への把握ができてるかどうかということだと思いますけども、現在は先ほど申し上げましたように福祉保健所、それと海の駅東洋町への聞き取りで 3 5 事業所把握できている、のみとなっております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) すいません。大坪さん、それ以外はできてないということやね。はい。3 番、2 番、大坪千倫君。3 回目です。 (議員自席より、2 番言うて、1 番違うんか、1 番やで。…との声あり)

	はい、すいません、申し訳ない、２番、大坪千倫君。 （自席より、……１番……） はい、すみません、申し訳ない、１番、大坪千倫君。
１番議員	（大坪 千倫 議員） はい、別の角度から質問します。この３５件、今回の補助対象は、新設された営業、新たな、６業種のみが対象であると思いますが、それ以外の業種も含まれての３５件となっていないのか。余分に３５件っていうのは余分なのかもしれないなと思ったんで一応確認、
議長	（福島 登 議長） もう一度、もう一度聞きたいこと、もう一度言ってください。
１番議員	（大坪 千倫 議員） この３５件というのは、新たに必要となった６業種のみであるのかの確認をしたいと思います。
議長	（福島 登 議長） 大坪産業建設課長。
産業建設課長	（大坪 靖幸 産業建設課長） 大坪議員の質疑にお答えします。 今回補助の対象となりますのは、もう６業種その中で本町では漬物の製造、それと水産製品製造事業、これは干物になると思いますけども、この２業種が町の中で事業所としてあると考えております。以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 3問やったね。はい、田島さん、手挙げてくださいよ。違うの。 (自席より、もう終わりですとの声あり) 1番、大坪千倫君の質疑が終わりました。続いて、7番、田島毅三夫君。質疑を始めてください。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 同じ質疑でございますが、よろしくお願いします。 議案承認第1号、専決処分への私の質疑でございます。食品加工業継続支援事業補助金については、12月に海の駅から出品者に対して新たな届出制度について通知をしております。時間的にも十分余裕があるのに、なぜ議会を無視した専決を行ったのか。また、新規営業希望者はいつでも保健所に申請し、営業許可を受けることができるのに、なぜ専決したのか。まず35人の出品者に通知した上で、12月議会遅れても3月議会で議決しても十分間にあったはずである。なぜ専決したかその理由をお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の質疑にお答えします。 先にあった田島議員の質疑では12月に海の駅から出品者に通知とありますが、正式には1月に海の駅東洋町から生産者

	瓦版にて営業許可の取得に関するお知らせをしておるところです。先ほどの質疑でも答弁をさせていただきましたとおり、令和３年６月１日に法が施行され、漬物製造業、水産製品製造業などが新たな営業許可の業種に加えられたものでして、この法律は、今年５月末で、経過措置が終わります。６月からは営業許可がないと販売することができないこととなります。 また新聞報道にもありましたように、自宅などで手作りする個人事業者を中心に許可の取得が進んでいないことから、高知県では、市町村に対して補助金制度の創設を、本年１月末に決定をしております。 これを受けまして、本町でも事業者支援という形で、補正予算を２月１４日に専決をさせていただき、２月１６日に対象者へ補助金事業の周知をさせていただいたところでございます。 以上でございます。
議長	（福島 登 議長） ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島 毅三夫 議員） 通告をしてありましたが、それを変更することができなかった、
議長	（福島 登 議長） できませんね。
７番議員	（田島 毅三夫 議員） 質問させてもらいました。１点お聞きしますが、

	(傍聴席から、携帯の音)
議長	(福島 登 議長) ちょっと待ってください。はい、どうぞ。はい、大丈夫です。田島さん大丈夫です。続けてください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問させていただきます。
議長	(福島 登 議長) 再問、はい。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) では、今言う事業予算が通ったらですね、一応動きますが、今35人というような海の駅とかあるいは保健所の人数から数えて合計35人の計画を予定していると聞いております。 しかしどうですか。保健所のほうに聞いたら、その5月30日、今、5月30日、1日以降でも新たに新規に事業する人らにも十分にいけるということなんですよ。遅れるだけでそういう人たちにもこの補助金は該当するのでしょうか。それ1点お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 反問。

議長	(福島 登 議長) 反問、はい、始まる前に反問しますと言ってください。はい。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員も言われました新しい事業、対象となるのは、令和3年6月1日、以降に新たに事業開始される方のことを指しますでしょうか。 (田島議員自席より、違います……との声あり)
議長	(福島 登 議長) はい、席からの発言はやめてください。7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 私が言ってるのは、この予算が、通過したとき、議会で採決されたもの、議決されてからそれが発行されてから後に新たに町の人がやりたいという人にも該当するんですか、という質問です。
議長	(福島 登 議長) なんか分かりにくくなったね。 (議員自席より、分からん、分からんかとの声あり) いいですか。大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の質疑をお答えします。 新たにこの6業種を対象に取り組まれる事業者の方につき

議長	ましては、この補助金の補助金からは対象外になります。 漬物と水産製品加工に限りますけども、になり、東洋町では対象となるのが2業種になりますけども、例えば今からですねこの製造許可の許可を取ろうと思いましたら、この補助金は適用されないと、いうことになります。 (福島 登 議長) 田島さん再問がある場合は、ちゃんと登壇してから行ってくださいよ。 (田島議員自席より、登壇との声あり) 今言うように席から個別に質問するようなことはやめてください。どうしますか。 7 番、田島毅三夫君。 (議員自席より、反問あったき3回やった、3回やったか、3問、そうよ。最初と、..反問……。) 再問にならんやろ、ちょっと待って下さい、ちょっと休憩します。 (休憩時間：10時37分) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開時間：10時40分) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再々問になります。

議長	(福島 登 議長) はい、最終です。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ちょっと1点お聞きしたいが、どうしても納得いかないのは、町の予算もこんな1700万も予算を組ながら、今まで、やってきた人だけにしか該当しない。つまり、海の駅と保健所のあれで35人の方が上がっておりますけれども、新たにこういう補助金が出たなら私もやってみたいというような新規の方が出たときのことを考えて質問したんです。 ほんで、これは結局ねえ、2つというのは漬物と、
議長	(福島 登 議長) 田島さん、自分の考えを述べるようになってますよ。再問するのであれば、明確に再問をしてください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はい、以上です。
議長	(福島 登 議長) 再問、どんな再問なんですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほやきん、今言うようにこういうことを、
議長	(福島 登 議長)

	新たな人に対しての補助金のことを再問するんですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) だから、そういう人に該当しないようなものですか、と確認しよらもう一遍ほら。
議長	(福島 登 議長) 再確認の再問なんですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そうです。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の質疑にお答えします。 新たに事業をですね、始めていきたいという方へはこの補助金は適用されないということになります。以上でございます。 (田島議員自席より、はい、了解との声あり)
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。 他に質疑はありませんか。 (なしとの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

	これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （はい。との声あり） 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） それでは、この専決について反対討論をさせていただきます。2つあります。 食品加工業種、業の継続、ごめんなさい、食品加工業継続支援事業補助金 1 7 5 0 万円と、教員住宅の雨漏り修繕費用 1 1 1 万円について反対討論いたします。
議長	（福島 登 議長） ちょっと待って下さいよ。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） はい、専決についての反対討論かまんやろ。 質疑質問はしてないけど、かまんやろ。
議長	（福島 登 議長） 質問はしてない。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） 質問は、しちょらん。予算に対する反対討論やきに。
議長	（福島 登 議長） はい。続けてください。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 規則には、専決できる条件として特に緊急を要するための議会招集の時間的余裕のある場合とありますが、今回の場合は12月に継続したい人は5月31日までに保健所の許可の公開をしてくださいと通知しております。それなら、12月議会へ予算議案の提出を行えば、
議長	(福島 登 議長) 田島さん、ちょっと止めてください。 1月ということで事実を答弁頂きましたよね。そこは1月ですよね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 1月末でしたか。 (執行部自席より、1月初めとの声あり)
議長	(福島 登 議長) 1月初めやね。田島さん、そこは1月初めで答弁頂いてます。続けてください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そうやったかな。ごめんなさい。 それなら12月議会で予算。議案、 (執行部自席より、おかしいないか、との声あり) いや、私は大坪さんと話を、

議長	(福島 登 議長) ちょっと待って下さいよ。ちょっと待って下さいよ。 今、反対討論なんで、やってください続けて下さい。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) かまんかえ。
議長	(福島 登 議長) 討論を続けてください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はい、12月議会で予算議案の提出を行えば十分間に合うのに、それをせず2月の14日に専決しております。 しかし、以後、該当者への新たな通知が出ていない、また新たに許可をとる人は出品者の都合に合わせて許可の申請をすることができるので期限限定はないとこう聞いております。 つまり、12月議会でも3月議会でも十分に間に合ったとこう考えておるんです。今回専決する必要はないと、間に合うのに議会を通さず専決したとなれば余りにも議会を無視、軽視した対応であり、認められない。 また、その1750万円の補助、補助額についても詳しい説明もない。 また、これは専決に対して賛成できません。 2つ目の教員住宅の雨漏り修繕費用111万円の専決への反対討論です。 この事業の専決では、現在バルブを閉めて被害は出ていない

	のに、なぜ３月議会まで待てなかったのか。 事業内容に反対はないが、大事な住民血税を予算化するのに議会審査も議決も受けず、執行部一存で予算化したことは大きな問題であります。特に町長は議会事務局長を多年努めた規則を知り尽くした、
議長	(福島 登 議長) 田島さん、田島さん、それは関係ないですよ。
７番議員	(田島 毅三夫 議員) なんでよ、まあ、聞いてくれてみ。ほんなら
議長	(福島 登 議長) 町長は関係ないです。
７番議員	(田島 毅三夫 議員) いや、反対討論、聞いてくれてみ。
議長	(福島 登 議長) 過去のことはもういいです。
７番議員	(田島 毅三夫 議員) 規則を知り尽くした経験者でもあります。余りに議会を無視、軽視した予算化には議員として賛成できません。反対討論といたします。
議長	(福島 登 議長)

田島さん、・・きな答弁をするので、一度注意をしときますよ。

（田島議員自席より、何、との声あり）

注意しときます。

（田島議員自席より、どうぞ、との声あり）

はい。先ほどの答弁です、答弁じゃ、反対討論です。

（田島議員自席より、・・間違いが・・との声あり）

はい。事実も間違っていたので、ひとつ。注意をしておきます。

（田島議員自席より、1 回目のとの声あり）

はい、1 回目の注意です。

次に、賛成者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

次に、反対者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

討論なしと認めます。

他に討論はありませんか。

（なしとの声あり）

これで討論を終わります。

これより、承認第 1 号、専決処分事項令和 5 年度東洋町一般会計補正予算専決第 2 号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 2 2、議案第 2 1 号、令和 5 年度東洋町一般会計補正

	外したところ、垂木などにシロアリの被害があり、このままでは修繕ができない状況となり、追加でシロアリの調査と防蟻処理が必要となったこと、併せて南面 20 坪にわたり垂木や野地板などを取り替える新たな費用が発生し、12 月補正第 3 号で追加修繕費 93 万 4 千円を補正計上させていただきました。12 月の補正後に瓦に付随するモルタルの形状やひび割れにより、そのままでは屋根の葺き替えをすることはできないとの相談がありましたが、12 月議会には間に合わず、3 月補正第 4 号で 88 万 5 千円を追加計上させていただきました。関係者の皆さまには、大変ご迷惑をお掛けしておるところでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい、追加補正となった経緯については、よく分かりました。 それでは、2 点目に移ります。今回の最終補正で、修繕料の設計委託料、11 万 3 千円が追加計上されております。9 月補正の段階では、設計委託料が計上されていなかったが、なぜこの最終補正予算で屋根の修繕費の設計委託料が必要なのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長)

	安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。 モルタルの形状やひび割れにより、モルタルの撤去が必要となったことから、足場を組むための費用などが必要になりました。請負業者に必要となる経費について見積もりを依頼しましたが、モルタルの撤去、産業廃棄物の処理、足場の見積もりなど積算が難しいとの相談を受けまして、設計会社に委託することとなりました。当初は軽微な修繕と考えておりましたが、設計会社に委託することは考えておりませんでした、最終的には、最終補正で設計委託料を計上することとなりました。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい、追加計上最終補正でされた経緯について理解をいたしました。 次に予算書の P 2 2 ページ、8 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路橋梁維持費、1 4 節工事請負費野根川橋梁補修工事 1 6 0 0 万について伺いをいたします。 まず 1 点目でございます。昨年の 3 月議会、1 年前になるんですけども、令和 5 年度当初予算で、野根川橋梁補修工事、5 2 0 0 万円が計上されております。 今回の補正で 1 6 0 0 万が追加計上され、橋梁補修工事の予算総額は 6 8 0 0 万になります。 今回の補正で年度完成が見込まれず、翌年度に繰越し明許費として、6 2 0 0 万円が計上されております。1 年前に予算計

議長	上されて、もう、かなり経過しておりますが、事業の進捗が遅れている理由についてお伺いをいたします。 (福島 登 議長) 生田産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長補佐) 安岡議員の質疑にお答えします。 まず、令和５年度の当初予算で計上しております５２００万円のほうにつきましては根川橋梁補修工事でありまして、この工事につきましては、令和４年度からの繰越し工事分として現在継続中でありまして、この工事が３月２１日完成予定であります。この工事の遅れにつきましては、県との河川協議に不測の日数を要したためであります。 それで、この工事完成後令和５年度予算の工事分を発注予定でありまして、この工事の入札減と今回の補正額１６００万円を追加して野根川橋以外の補修の必要のある橋梁の補修工事を計画的に行うものであります。以上であります。
議長	(福島 登 議長) ３番、安岡良仁君。
３番議員	(安岡 良仁 議員) 野根川橋梁補修工事については、令和６年度へ繰越して明許として繰り越すということですが、この令和５年度には６８００万、令和４年の決算には５１００万、令和３年度の決算では約４４００万、令和２年度の決算では約３３００万、令和元年

	度分を含めると約 2 億円超す事業となります。 この全てが旧根川補修工事ではないと思いますが、過去数年間の多額の投資的経費を投入しておりますが、この事業の目的、また事業の成果についてお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 答弁いただけますか、足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) それでは、安岡議員の再問にお答えいたします。 野根川橋は、当初全体の工事費を概算というか積算したところ 3 億円以上かかるということと、あと取り壊すにしても 3 億円以上は、確実にかかるということもありまして、あと国道の 5 5 号線に歩道がないということもありまして、取り壊すか修繕するかを考えたところですね、修繕をして使用していくということで工事を行っております。はい、以上でございます。
議長	(福島 登 議長) はい、3 番、安岡良仁君の質疑が終わりました。 他に質疑はありませんか。 (なしとの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 (なしとの声あり) 次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第21号、令和5年度東洋町一般会計補正予算第4号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。再開は11時10分です。

(休憩時間：11時00分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：11時10分)

日程第23、議案第22号、令和5年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第２２号、令和５年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第３号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２４、議案第２３号、令和５年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第２号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしとの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

次に、賛成者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第２３号、令和５年度東洋町観光施設事業特

予算審査特別委員長	別会計補正予算第２号を定めることについての件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第２５、議案第２４号、令和６年度東洋町一般会計予算を定めることについての件を議題とします。 本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。 安岡予算委員長。すみません、安岡予算審査特別委員長。 （安岡 良仁 予算審査特別委員長） 予算審査特別委員会より報告をいたします。 ３月８日に、委員会を開催し本議会より付託を受けた令和６年度東洋町一般会計予算について審査を行いました。 質疑の主な内容を報告をいたします。 なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。 まず、歳入について報告をいたします。 地方特例交付金では、個人住民税減収補填特例交付金１０万円について住民税に関係なく、国から補填される交付金である。 次に国庫支出金では、社会資本整備総合交付金４５７万５千円については、町道の改良費の補助金で補助率は６１％である。など質疑、答弁がありました。 続いて、歳出について報告をいたします。 まず、総務費では、東洋町地区まちづくり補助金２６２万５
------------------	---

千円については、全地区に均等割で1地区2万円の補助と地区が管理する街灯代1基あたり5千円以内を補助するものである。

続いて、地域おこし協力隊マネジメント委託料2990万円については、地域おこし協力隊6名分の活動経費である。など質疑、答弁がありました。

次に、民生費では、子ども子育て支援事業計画策定支援業務委託料385万円については、第3期東洋町子ども子育て支援事業計画の策定業務を委託するものである。など質疑、答弁がありました。

次に、衛生費では、管理型最終処分場整備負担金172万4千円については、高知県が設置している最終処分場に対する負担金である。などの質疑、答弁がありました。

次に、農林水産業費では、東洋町里山林整備事業補助金400万円については、家の裏山の木などの支障木を伐採するための、補助金である。など質疑、答弁がありました。

次に、商工費では、野根地区公衆トイレ整備工事設計監理委託料112万2千円については、公衆トイレを設置するための設計監理の委託料である。などの質疑、答弁がありました。

次に、土木費では、白浜12号線改良工事費3千万円については、白浜明神通りと小池川沿いの町道の道路改良工事である。などの質疑、答弁がありました。

次に、消防費では、東洋町みんなで備える防災対策事業補助金200万円については、自主防災組織に対する補助金である。などの質疑、答弁がありました。

次に、教育費では、甲浦中学校駐車場設計業務委託料97万2千円については、グラウンドの一部を来客者用駐車場に整備す

議長	るための設計委託料である。などの質疑、答弁がありました。 慎重に審査した結果本案については、賛成５名で原案のとおり可とすることに決しました。 以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。 （議員自席より、議長との声あり） （福島 登 議長） 今、必要なんですか。 （議員自席より、反対者の人数はどいて入れんのやろな。との声あり） 特に、ここで述べる必要はないと思います。よろしいですか。 （議員自席より、……との声あり） 以上で予算審査特別委員会の審査結果の報告は終わりました。 お諮りします。 委員長に対する質疑については省略し直ちに討論を行いたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。 よって、さよう決しました。 これより討論を行います。
----	---

7 番議員	まず、反対者の討論はありませんか。 （議員自席より、はい。との声あり） 7 番、田島毅三夫君。 （田島 毅三夫 議員） それでは、議案第 2 4 号、一般会計予算についての反対討論をさせていただきます。 まず 1 番目に 5 3 ページ、町特定地域づくり事業協同組合補助金 8 7 4 万円について反対討論であります。 補助金請求の資料として、令和 5 年度分の事業計画収支予算書を提出し本年度も同様の 8 7 4 万円を要求しております。しかし、5 年度は、職員は 5 人の採用予定と、組合員 1 0 人による雇用採用予定表提出して 8 7 4 万円を要求し計上しましたが、5 年度計画書 1 の雇用人数、同号の予定派遣先及び期間同 6 の衛生教育の実績など、令和 6 年 2 月までの概略実施状況の説明をつけて、6 年度の補助申請をすべきである。 それがなければ費用対効果の査定もできず、議会としても、採決の仕様がありません。これは 1 つ目です。 2 つ目 9 2 ページ、農業委員会委員報酬費 9 2 万円の反対討論です。 地目変更などの住民請求に対しては、現在委員会前に、正副委員長だけが、その日の日当を受けて現地調査を行い、後日の委員会へ委員長は報告して審議しておりますが、これは他の委員は現地を見ずに審議することになります。委員会当日に全議員が現場を調査、調査した後、役場に帰り、全員で審議すれば、現状状況も分かるし、正副委員長 2 人分の日当も節約できるのであれば、私が委員のときに何度も提案したら駄目でした。こ
--------------	--

議長	うした無駄を省き、 (福島 登 議長) 田島さん、自己の述べる必要はないですよ、言うときですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) こうした無駄を省き、正当な審査ができるように求めて反対討論いたします。 3 目です。97 ページ、森林管理制度支援業務委託料 5 9 4 万円についての反対討論であります。これは 5 4 4 筆の山林所有者 9 0 人への意向調査と聞いております。町内山林所有者が 1 千人以上いるのに、毎年 9 0 人前後の調査では 1 0 年以上かかることになります。 その費用は、住民税納税者 1 人当たり 1 千円を徴収する森林環境税を使っておりますが、山林所有者への意向調査は、まず所有者全員へのアンケート調査を行い、その結果を受けて対応すべきであると考えております。毎年 1 0 0 人前後の所有者に意向調査をしていては、高齢化や名義変更などによって、現地も知らない所有者はどんどん増えて、最終どうにもならなくなると考えております。町税ではない国民血税といえども、このような効果もない、薄い無駄遣い予算には議員として絶対に賛成できません。反対して討論とさせていただきます。 4 目です。ページ 1 0 0 ページになります。 東洋町商工会補助金 5 4 6 万円の反対討論です。要望事業費の内訳には、1、小規模事業者への経営及び技術の発展指導費用は計上されておりますが、実施状況や成果報告はありません。また、青年女性対策費として 1 6 8 万円が町から補助され、

各種イベント4件の支援助成金として使われております。

一方、県外移住者や創業者対策にはたった10万円が計上され、町補助金が半分の5万円支出されております。

イベントも大事ですが、瀬戸際に立つ町商工業の再建発展に全力を投球すべき地域総合振興事業費に、町補助金が全く使用されていない。

もとは日々の生活にも苦しむ住民さんの血税であります。このことを絶対に忘れてはいけないと考えております。町予算の無駄を省いて節約し、町農林漁業商工業の振興発展に役立つ使い方をしなければ、やがて町は寂れてしまうと思います。

よって、それから、これで5番目になります。

109ページ、地籍調査事業費、予算計3643万円の反対討論です。

本来、双方地権者、土地所有の境界を決める場合ですね。双方地権者立会いのもと、また町採用の立会い人をつけた上で測量し、境界決定をすべきですが、双方の立会い人の不在や片方の地権者のみの立会いで、一方的に境界決定した事例は何件も上がっております。こうした怠慢で隣同士の紛争にまで発展しておりますが、立会費用などはどこが持つのか、正当な地籍調査に戻るよう求めて反対討論とさせていただきます。以上です。

議長

(福島 登 議長)

田島さん、中に事実に基づかないところがあると思います。2回目注意しときますよ。

(田島議員自席より、何処や言うてもらわんとわかりませんとの声あり)

7 番、田島毅三夫君の反対討論が終わりました。

(議員自席より、……。)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。

これより、議案第 2 4 号、令和 6 年度東洋町一般会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

予算審査特別委員会からの特別会計予算及び、事業会計予算 8 件の審査結果は、一括報告としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第 2 6、議案第 2 5 号、令和 6 年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件から、日程第 3 3、議案第 3 2 号、令和 6 年度東洋町簡易水道事業会計予

予算審査特別委員長	算を定めることについてまでの 8 件の予算審査結果をこの際、一括報告としたいと思います。 本案については、予算審査特別委員会に付託してありますので、審査結果について委員長の報告を求めます。 安岡予算審査特別委員長。 (安岡 良仁 予算審査特別委員長) 予算審査特別委員会より報告を致します。 3 月 8 日に委員会を開催し、本議会より付託を受けた令和 6 年度特別会計予算 6 件及び事業会計 2 件について審査を行いました。 なお、質疑の詳細については、報告書をご参照下さい。 まず、令和 6 年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について審査結果を報告いたします。 質疑の主な内容は、償還推進事業補助金 4 2 2 万円については、滞納者に対して強制執行をして、回収出来なかった償還分に対して、県から 4 分の 3 の補助金が交付されるものである。など質疑、答弁がありました。 慎重に審査した結果、本案については、賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。 次に、令和 6 年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算について審査結果を報告をします。 本会計の歳入及び歳出についての質疑はなく、慎重に審査した結果、本案については、全員賛成で原案のとおり可とすることに決しました。 次に、令和 6 年度東洋町介護保険事業特別会計予算について審査結果を報告をします。
------------------	---

本会計の歳入及び歳出についての質疑はなく、慎重に審査した結果、本案については、全員賛成で原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和６年度東洋町介護サービス事業特別会計予算について審査結果を報告をします。

本会計の歳入及び歳出についての質疑はなく、慎重に審査した結果、本案については、全員賛成で原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和６年度東洋町観光施設事業特別会計予算について審査結果を報告します。

質疑の主な内容は、自然休養村管理委託費８０万円の委託先については、野根川オートキャンプ場は観光振興協議会、白浜キャンプ場と自然休養村管理センターは株式会社ファウンディングベースなどの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成６名で原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和６年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について審査結果を報告をします。

本会計の歳入及び歳出についての質疑はなく、慎重に審査した結果、本案については、全員賛成で原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和６年度東洋町下水道事業会計予算について審査結果を報告をします。

本会計の歳入及び歳出についての質疑はなく、慎重に審査した結果、本案については、賛成６名で原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和６年度東洋町簡易水道事業会計予算について審査

議長	結果を報告をします。 本会計の歳入及び歳出についての質疑はなく、慎重に審査した結果、本案については、賛成 6 名で原案のとおり可とすることに決しました。 以上で、予算特別委員会の報告を終わります。 （福島 登 議長） 以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。 日程第 2 6、議案第 2 5 号、令和 6 年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。 お諮りします。 委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第 2 5 号、令和 6 年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件を挙手によ
----	--

り採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 27、議案第 26 号、令和 6 年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

次に、賛成者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 26 号、令和 6 年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２８、議案第２７号、令和６年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

次に、賛成者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第２７号、令和６年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 29、議案第 28 号、令和 6 年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 28 号、令和 6 年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 30、議案第 29 号、令和 6 年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第29号、令和6年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

(議員自席より、違う、違う、違うとの声あり)

すみません。もう一度、もう一度お願いします。挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

少しお待ちください。日程第31、議案第30号、令和6年

度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めること
についての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行
いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第30号、令和6年度東洋町後期高齢者医療
保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手によ
り採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものでありま
す。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙
手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第31号、令和6年度東洋町下水道事業会
計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第31号、令和6年度東洋町下水道事業会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第32号、令和6年度東洋町簡易水道事業会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第32号、令和6年度東洋町簡易水道事業会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。再開は午後1時00分からです。

(休憩時間：11時42分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：13時00分)

日程第34、議案第33号、損害賠償の額を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 33 号、損害賠償の額を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 35、議案第 34 号、損害賠償の額を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第34号、損害賠償の額を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36、議案第35号、損害賠償の額を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第35号、損害賠償の額を定めることについ

ての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 7、議案第 3 6 号、損害賠償の額を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 3 6 号、損害賠償の額を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 8、議案第 3 7 号、損害賠償の額を定めることにつ

いての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(はい。あります。との声あり)

はい、通告はないですね。

(議員自席より、通告はしたが、あんたが拒否したやないかね……との声あり)

もう、打合せのとおりです。

(議員自席より、……ちゃんと……理由は…との声あり)

理由は述べましたよ、僕はちゃんと。

(議員自席より、……との声あり)

もう一度聴きます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 37 号、損害賠償の額を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 9、議案第 3 8 号、損害賠償の額を定めることについて
の件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 3 8 号、損害賠償の額を定めることについて
の件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求め
ます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 0、議案第 3 9 号、損害賠償の額を定めることにつ
いての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 39 号、損害賠償の額を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 41、議案第 40 号、損害賠償の額を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第40号、損害賠償の額を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第42、議案第41号、損害賠償の額を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第41号、損害賠償の額を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求め

ます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４３、議案第４２号、損害賠償の額を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしとの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

次に、賛成者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第４２号、損害賠償の額を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。もう一度すみません。挙手を願います。挙手全員であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第４４、議案第４３号、損害賠償の額を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第４３号、損害賠償の額を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４５、議案第４４号、損害賠償の額を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第４４号、損害賠償の額を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４６、議案第４５号、損害賠償の額を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第４５号、損害賠償の額を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

少しお待ちください。日程第４７、議案第４６号、損害賠償の額を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしとの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

次に、賛成者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第４６号、損害賠償の額を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４８、議案第４７号、損害賠償の額を定めることについて
の件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしとの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

次に、賛成者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第４７号、損害賠償の額を定めることについて
の件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求め
ます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４９、議案第４８号、損害賠償の額を定めることにつ
いての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしとの声あり）